呉信用金庫

令和6年能登半島地震災害義援金の取扱いについて

令和6年能登半島地震により被害を受けられた皆様に、謹んでお見舞い申し上げます。1日も早い復旧、復興を心よりお祈りいたします。

当金庫では、このたびの災害により被害を受けた方々を支援するため、下記により義援金を受け付けておりますので、よろしくご協力のほどお願い申し上げます。

記

- 1. 寄 付 先 お客様の義援金は、日本赤十字社を通じて被災者の方々に寄付されます。
- 2. 取扱期間 2024年1月11日(木)~2024年6月28日(金)
- 3. お振込先 当金庫窓口にて受付ております。 ※振込依頼書には、必ず送付先「能登半島地震災害義援金」をご記入ください。
- 4. 振込手数料 無 料

≪所得税、住民税、法人税の寄付金控除の手続をとられる方へ≫

寄附金控除には、当金庫が発行する「振込依頼書の控え(振込金受取書)」または日本 赤十字社が発行する受領証が必要となります。

日本赤十字社の受領証が必要な方は、振込依頼時に必ず窓口にお申し出ください。お申し出のありました方には、日本赤十字社から後日、直接受領証が郵送されます。

※ 詳しくは当金庫の窓口へお尋ねください。



以上